

## 特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法第113条第1項等の規定により、都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができることされており、その指定に係る審査基準は以下のとおりである。

【特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：B水準）】

項目番号	指定要件	提出書類等	備考
1	次のア～オのいずれかに該当すること		
	ア 三次救急医療機関であること		新医療法第113条第1項
	イ 二次救急医療機関であり、かつ以下の2点を満たすこと ① 年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上 ② 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担う医療機関		
	ウ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関		
	エ 都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関		
オ 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等			
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があること	「医師労働時間短縮計画（案）」 「医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類」	
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと		医療審議会への意見聴取を踏まえ審査
4	労働時間短縮計画（案）において、以下の3点を満たすこと ・ 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである ・ 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている ・ 当該計画が、過去3年以内に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けている	「医師労働時間短縮計画（案）」 「医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類」	
5	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	「医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類」	
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	「医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類」	

【連携型特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：連携B水準）】

項目番号	指定要件	提出書類等	備考
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること (例) 大学病院、地域医療支援病院等		
2	副業・兼業により時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務すると考えられること	「医師労働時間短縮計画(案)」 「医療法第 118 条第 1 項の指定に係る派遣の実施に関する書類」	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ審査
3	連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと		医療審議会への意見聴取を踏まえ審査
4	労働時間短縮計画（案）において、以下の3点を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである</li> <li>医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている</li> <li>当該計画が、過去3年以内に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けている</li> </ul>	「医師労働時間短縮計画(案)」 「医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類」	
5	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	「医療法第 118 条第 2 項において準用する同法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類」	
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	「医療法第 118 条第 2 項において準用する同法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類」	

【技能向上集中研修機関（集中的技能向上水準：C－1水準）】

項目番号	指定要件	提出書類等	備考
1	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること	「医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類」	
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること	「医師労働時間短縮計画（案）」 「医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類」	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ審査
3	C－1 水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がないこと		医療審議会への意見聴取を踏まえ審査
4	労働時間短縮計画（案）において、以下の 3 点を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである</li> <li>・ 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている</li> <li>・ 当該計画が、過去 3 年以内に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けている</li> </ul>	「医師労働時間短縮計画（案）」 「医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類」	
5	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	「医療法第 119 条第 2 項において準用する同法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類」	
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	「医療法第 119 条第 2 項において準用する同法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類」	

【特定高度技能研修機関（集中的技能向上水準）：C－2水準】

項目 番号	指定要件	提出書類等	備考
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C－2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること	「審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果の通知書」	
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること	「医師労働時間短縮計画（案）」 「医療法第 120 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類」	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ審査
3	C－2水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がないこと		医療審議会への意見聴取を踏まえ審査
4	労働時間短縮計画（案）において、以下の 3 点を満たすこと ・ 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである ・ 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている ・ 当該計画が、過去 3 年以内に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けている	「医師労働時間短縮計画（案）」 「医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類」	
5	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること	「医療法第 120 条第 2 項において準用する同法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類」	
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	「医療法第 120 条第 2 項において準用する同法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類」	